

事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの促進に向けた指針作成・普及促進業務に係る
質問及び回答

No	該当箇所		質問事項	回答
	資料名	項目		
1	委託 仕様書	第2章 3(4)ウ	事業者向けの説明会の対象事業者への告知は誰がどのような方法で行いますか。	各事業者報告書制度（事業用大規模建築物減量計画書制度、特定食品関連事業者減量計画書制度、2R取組等事業者報告書制度）の対象事業者に対して、京都市から電子メール、ホームページ等でお知らせする予定です。
2			事前申込の場合、受付管理は誰がしますか。	事業者向けの説明会については事前申込制とし、受託事業者にて受付管理をしていただくことを想定しています。
3			オンライン動画は、2日分を公開するのですか。1日目分だけですか。	事業者向けの説明会について、1回は事業用大規模建築物減量計画書制度の対象事業所に対して開催し、1回は残りの2制度の対象事業者に対して実施する予定です。指針に関する説明など、両方の説明会で共通するものについては、いずれか一方のみを公開し、様式の改編内容の説明など、制度ごとに異なる説明内容となるものについては、それぞれ公開することを想定しています。